



協定書

公益財団法人日本体育協会（以下「甲」という）と公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「乙」という）は、スポーツ指導における体罰・暴力行為等根絶のための取り組みとして、相互の情報共有を行うこととし、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、スポーツ指導者が起こした体罰・暴力行為等について相互に情報共有することにより、速やかな事案の把握と適切な対応を行い、スポーツ指導における体罰・暴力行為等の根絶に資することを目的とする。

（共有内容）

第2条 甲と乙は、スポーツ指導者が起こした体罰・暴力行為等に関する情報共有について、別紙に基づき情報提供を行うこととする。

（秘密保持）

第3条 相互に提供した情報については、双方の加盟団体・支部組織・顧問弁護士等による事案の把握・解決にのみ使用することとし、相手方の許可なく第三者に提供することを禁止する。

2. 相互に提供した情報については、電子媒体については暗号化を行い、紙媒体については施錠可能な什器に収納するなど、双方の個人情報保護規程等に従って適切に管理することとする。

（その他）

第4条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び、協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を2通作成して、各自その1通を保有する。



平成27年10月15日

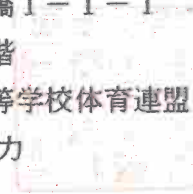
(甲)

東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内
公益財団法人日本体育協会
会長 張 富士夫



(乙)

東京都千代田区一ツ橋1-1-1
パレスサイドビル2階
公益財団法人全国高等学校体育連盟
会長 小野 力





(別紙)

1. 情報共有の対象となる事案

- (1) 甲が認定する公認スポーツ指導者資格保有者で甲が定める倫理規程に違反し処分を受けた者のうち、高等学校部活動指導者に関する事案
- (2) 乙が定める体罰根絶全国共通ルール適用事案
- (3) 上記に限らず、甲の処分審査及び乙の体罰根絶全国共通ルール適用上、相互の連携が必要と双方が合意した事案

2. 情報共有の窓口

- (1) 前項に関わる情報共有及び情報に関する問合せの窓口は甲と乙の事務局とする。
- (2) 甲と乙の加盟団体・下部組織からの問合せは甲と乙の事務局を通して行うこととする。

3. 情報提供の内容

- (1) 当該指導者に関する情報
- (2) 当該暴力行為・体罰等の概要
- (3) 情報提供の様式は別に定める。

4. 情報共有の開始時期

- (1) 日体協から高体連への情報提供
平成26年7月23日 日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準の施行日
- (2) 高体連から日体協への情報提供
平成26年7月1日 体罰根絶全国共通ルールの施行日